

**横浜市技能文化会館
指定管理者選定評価委員会
審査結果報告書**

令和2年10月

1 趣旨

横浜市技能文化会館の第4期指定管理者の選定に関し、横浜市技能文化会館指定管理者選定評価委員会（以下、「選定評価委員会」という。）は、応募者から提出された書類及び応募者との面接により、審査を行いました。

以下、その経過等とともに、審査の結果に基づき、指定候補者の選定及び次点候補者の決定に関する意見を申し述べます。

2 選定評価委員会 委員（50音順）◎委員長

及川 伊東志（神奈川県和服裁縫協同組合理事長）

蟹澤 宏剛（芝浦工業大学建築学部建築学科教授）

河野 奈月（明治学院大学法学部准教授）

酒井 和美（酒井コンサルタント事務所（中小企業診断士））

◎ 中條 祐介（横浜市立大学 理事 副学長）

3 経過

項目	日程
◆第1回選定評価委員会（傍聴者3名 ※途中から非公開）	令和2年6月11日（木）
◆公募要項の配布（ホームページにて公表）	令和2年7月6日（月）～
◆現地見学会及び応募説明会 （6団体参加）	令和2年7月8日（水） ～7月10日（金）
◆公募要項等に関する質問受付 （2団体提出）	令和2年7月13日（月） ～7月17日（金）
◆公募に係る資料の閲覧	令和2年7月22日（水）
◆公募要項等に関する質問への回答	令和2年7月28日（火）
◆応募書類の受付	令和2年8月3日（月） ～8月5日（水）
<u><応募者がなかったため、「横浜市技能文化会館の指定管理者の選定等に関する要綱」に基づき、再公募を実施></u>	
◆第2回選定評価委員会（傍聴者3名 ※途中から非公開）	令和2年8月24日（月）
◆公募要項の配布（ホームページにて公表）	令和2年8月26日（水）～

◆現地見学会及び応募説明会 (9団体参加)	令和2年8月28日(金) 及び8月31日(月)
◆公募要項等に関する質問受付 (5団体提出)	令和2年9月1日(火) ～9月2日(水)
◆公募に係る資料の閲覧	随時
◆公募要項等に関する質問への回答	令和2年9月4日(金)
◆応募書類の受付 (4団体提出)	令和2年9月23日(水) ～9月24日(木)
◆第3回選定評価委員会(面接審査)	令和2年10月1日(木)

4 評価方法

選定評価委員会では、応募者から提出された書類並びに各応募者からのプレゼンテーション及び質疑からなる面接の結果に基づき、あらかじめ「横浜市技能文化会館 指定管理者公募要項」に定めていた評価基準項目に従って、各応募者の評価を行いました。

なお、評価は、各委員が100点満点(ただし、市内中小企業等はさらに+5点)で採点しました。

<評価基準項目>

項目	配点
1 団体の状況	10
団体の状況（財務状況を含む。）	10
2 事業の企画・実施	40
(1) 技能職の振興に関する事業の企画・実施	15
(2) 雇用による就業の機会の確保に関する事業の企画・実施	15
(3) 勤労者の福祉の増進及び文化の向上に関する事業の企画・実施	10
3 施設の運営に関する業務	25
(1) 開館日等の設定、利用料金の設定・徴収及び貸出しに関する業務	10
(2) 施設の利用促進及び広報・PR 事業	5
(3) 職員の確保、配置及び育成	5
(4) 個人情報保護、情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、市の重要施策を踏まえた取組	5
4 施設の管理に関する業務	15
(1) 建物及び設備の維持保全並びに管理・修繕	5
(2) 事故防止・防災等に係る取組	10
5 収支計画等及び指定管理料	10
(1) 収支計画等	5
(2) 指定管理料の額	5
合計	100
加点項目	5
市内中小企業等であるか	5

【最低制限基準】

全委員の総得点（500点）のうち半分（250点）に満たない場合、選定から除外する。

【同点だった場合の取り扱い】

同点だった場合、以下の順序で上位の応募者を指定候補者とする。

- (1) 評価項目「2 事業の企画・実施」の合計点が上位の者
- (2) 採点においてAが多い者
- (3) 採点においてD以下の数が少ない者

5 応募者の制限

応募者について、応募書類により、公募要項に定める応募の資格を持ち、欠格事項に該当しないことを確認しました。

公募要項（抜粋）

(5) 応募条件等について

ア 応募者の資格

法人その他の団体、または複数の法人等が共同する共同事業体であること（法人格は不要。ただし個人は除く）

イ 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

- (ア) 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税又は労働保険料を滞納していること
- (イ) 労働保険（労災保険・雇用保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないもの
- (ロ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
- (ハ) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること
- (ニ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、横浜市における入札参加を制限されていること
- (ホ) 選定評価委員が、応募しようとする団体の経営又は運営に直接関与していること
- (ヘ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること

※本項目については、提出いただく「申請団体役員名簿 **様式3**」により、横浜市から神奈川県警本部に対し調査・照会を行います。

- (ク) 2年以内に労働基準監督署からは是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

6 応募者（申込受付順）

- ・公益財団法人横浜市シルバー人材センター
- ・株式会社明日葉
- ・公益財団法人神奈川県労働福祉協会
- ・株式会社アクト・テクニカルサポート

7 審査結果

(1) 総得点（詳細については、別紙採点結果参照）

- ・ 公益財団法人横浜市シルバー人材センター 403 点
- ・ 株式会社明日葉 433 点
- ・ 公益財団法人神奈川県労働福祉協会 370 点
- ・ 株式会社アクト・テクニカルサポート 419 点

(2) (1)の結果を踏まえ、指定候補者及び次点候補者については、以下のとおりとすることが適当と考えます。

指定候補者	株式会社明日葉
次点候補者	株式会社アクト・テクニカルサポート

8 講評

(1) 指定候補者：株式会社明日葉

事業の企画において、技能職に多い「一人親方」やフリーランス等の雇用類似の働き方への支援や、中小企業向けの社員教育など、新しい視点での提案がなされており、評価できます。管理・運営体制も含め、総合的に優れた提案だと判断されます。

(2) 次点候補者：株式会社アクト・テクニカルサポート

財務の安全性が高く、他施設での経験も豊富で、安定した運営を期待できます。ホームページのフルリニューアルや SEO 対策など、広報に係る効果的な取組が評価できます。

評価項目	配点	公益財団法人 横浜市シルバー人材セン ター					株式会社明日葉					公益財団法人 神奈川県労働福祉協会					株式会社 アクト・テクニカルサポート				
		A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員	A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員	A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員	A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員
1 団体の状況(財務状況を含む。)	10	8	8	8	8	8	10	8	8	10	10	6	6	4	6	6	10	8	8	10	8
2 事業の企画・実施	40	32	35	32	32	31	37	32	34	34	34	35	27	24	32	32	37	29	29	34	29
3 施設の運営に関する業務	25	22	20	21	21	21	25	23	21	21	22	22	18	15	20	17	25	21	20	25	21
4 施設の管理に関する業務	15	14	9	12	9	12	15	12	11	14	12	14	12	12	12	13	12	15	12	14	11
5 収支計画等及び指定管理料	10	8	8	8	8	8	8	8	7	9	8	8	8	5	8	8	8	8	7	10	8
小計	165	84	80	81	78	80	95	83	81	88	86	85	71	60	78	76	92	81	76	93	77
合計		403					433					370					419				